

「特認校」 小規模校特別転入学制度 について

はじめに

「特認校」（小規模校特別転入学制度）とは、「通学区域を越えて通学できる学校」を指しています。この「特認校」は、平成9年の文部省通知による「通学区制度の弾力的運用」などを踏まえて、設置者である教育委員会が通学区域の変更を認める制度です。

途別小学校は、複式の小規模校ですが、札内市街から比較的近く、道路等の交通事情も整っています。更に学校は、自然豊かな地域の特性を生かし、米作りや農園活動などの体験的学習を取り入れた「特色ある教育活動」を推進しています。また、大規模校に馴染むことのできない子どもたち等の保護者より、少人数で親和的な雰囲気大切にしている途別小学校に就学させたいという希望があることから「特認校」として指定されています。

1 制度の目的

少人数での教育のよさを生かし、一人一人の児童に目の行き届いた教育、個に応じた指導、体験的活動を通して「生きる力～確かな学力・豊かな心・健やかな体」を培いたいという保護者の希望がある場合に一定の条件を付して、入学・転入学を認めるものです。

2 転入学の対象となる途別小学校の特色ある教育

- (1) 一人一人の児童をしっかりとサポートし、少人数指導による確かな学力をはぐくみます。
- (2) 十勝稲作発祥の伝統を受け継いだ稲作体験学習や、作物の栽培、収穫等の農園活動を通じて生命尊重・思いやり等の豊かな心をはぐくみます。
- (3) 縦割り班活動を多く取り入れ、コミュニケーション能力を高めます。
- (4) 将来の夢やあこがれをもち、達成に向けて努力する子を育てます。

3 制度の考え方と転入学の条件

保護者の希望があり、かつ教育的な効果が期待できる場合に、通学状況や生活指導面などに十分配慮した上で、途別小学校に限り転入学が認められます。

- (1) 途別小学校の教育活動（PTA活動も含む）に賛同する幕別町内在住の保護者児童を対象とします。
- (2) 自然環境に恵まれた小規模校での指導を望み、自然に触れ、生きる力を育てたいという保護者の強い希望がある場合とします。
- (3) 複式学級であることを理解し、個人指導的要素を取り入れた少人数教育を希望する場合とします。
- (4) 原則として卒業までの通年通学とします。（限定した短期間の転入学は認めません。）
- (5) 卒業後は「幕別町立小・中学校通学区域規則」に定められた中学校へ進学することとなりますが、区域外通学の許可を受けることで、途別小学校を卒業する児童と一緒に、札内中学校へ進学することもできます。

4 お問い合わせ先

- 幕別町教育委員会 学校教育係 0155-54-2006
- 幕別町立途別小学校 0155-56-5426